【指定自立訓練(生活訓練)】

主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
第1節 一般原則			
(1) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、 生、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「 支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者 して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その こついて継続的な評価を実施することその他の措置を ることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障 量サービスを提供しなければならない。	個別 (に対 効果 講ず		適·
2)指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害 R護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又 F児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの C努めなければならない。	は障団		
3) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の 雙、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと こ、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講 ければならない。	とも頃		
第2節 基本方針			
自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する 立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定 畐祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」と う。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会 を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定す 期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要 爰、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもので ればならない。	障害 90第152条 い 生活 ける な支		適・
(参考) 章害者総合支援法施行規則 第6条の6 法第5条第12項に規定する厚生労働省令で気 5期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該 こ定める期間とする。 - (略) こ 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下 立訓練(生活訓練)という。」 2年間(長期間入院	各号 「自		
いたその他これに類する事由のある障害者にあっては 手間)			
第3節 人員に関する基準			
1 従業者の員数			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下 定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事 テう事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所 いう。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとお する。	業を 90第153条 」と 第1項	1 人員に関する基準	· ————————————————————————————————————
一 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方 で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げ 用者の数を10で除した数の合計数以上 ア イに掲げる利用者以外の利用者 イ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練) ち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係 のをいう。以下同じ。)の利用者	 る利 のう	(1) 生活支援員及び地域移行支援員(基準第166条第1項第1号及び第2号) ① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。	
二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練(生 東)事業所ごとに、1以上	活訓	② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)の利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。 また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに1人以上配置することが必要である。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
三 サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数ア 利用者の数が60以下 1以上イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		(2) サービス管理責任者(基準第166条第1項第3号) 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、 第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。 なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任 者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求 められるものでないが、サービス管理責任者としての業務を 適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている 必要があること。	
		(参考)第四の1の(4) サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な 指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の 解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提 供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定 療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこ ととしたものである。	
		(参考)第五の1の(4) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4) を参照されたい。なお、サービス管理責任者と他の職務との 兼務については、次のとおり取り扱うものとする。 指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなけれ ばならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービ ス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した 指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者である ので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則とし て、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支 援員等とは異なる者でなければならない。	
		ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。	
		なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自空訓練事業所、指定共同生活経助事業所、日中サービス支援刑指定共同生活採助事業所、日中サービス支援刑指定共同保証等	

(2) 看護職員

健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護 |平24県条例 | (3) 看護職員を配置する場合(基準第166条第2項) 職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所につい では、(1)第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業 援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業 所」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数は、指 定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、 当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上 とする。

(3) 訪問による指定自立訓練(生活訓練)

指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所における指定自立訓練(生活訓練)に 90第153条 併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練 第3項 (生活訓練)(以下「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」 という。)を提供する場合は、(1)から(2)に規定する員数 の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓 練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

支えない。

指定自立訓練(生活訓練)事業所において、健康上の管理 が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合 は、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所ごとに、生活支援員及 び看護職員の総数が、基準第166条第1項第1号において必 要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとす る。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべ きサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事 業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に 加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し

平24県条例 (4) 訪問による自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第 166条第3項)

> 指定自立訓練(機能訓練)の場合と同趣旨であるため、第 八の1の(3)を参照されたい。

(参考) 第八の1(3)

指定自立訓練(機能訓練)は、指定自立訓練(機能訓練) 事業所において行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこと もできるが、この場合、指定自立訓練(機能訓練)事業所に 置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支 援員を1人以上確保する必要がある。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適	否
(4)利用者数の算定	平24県条例	.,,, = ., ., .	旭	
(1) ((2)において読み替えられる場合を含む。) の利 用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定 を受ける場合は、推定数による。	90第153条 第4項			
(5)職務の専従				
(1)及び(2)に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所 の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職 務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支 援に支障がない場合は、この限りでない。	90第153条			
(6) (1)第一号又は(2)の生活支援員のうち、1人以上は、 常勤でなければならない。	平24県条例 90第153条 第6項			
(7) (1)第三号のサービス管理責任者のうち、1人以上 は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓 練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用 者の支援に支障がない場合は、この限りでない。				
2 管理者				
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練(生活訓練(事業所の他の職務に従事きせ、又は当該指定自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	90第154条 (第52条準 用)	(5) 準用(基準第167条) 基準第51条については、指定自立訓練(生活訓練)に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。 (参考)第四の1の(7) ① 管理者の専従 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理業務に支障がない。とが事するものである。ただし、以の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務を兼自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する。 ア 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所以外の他の指定障害理者としての職務に従事者とは後業者としての職務に従来を表しての職務に従来を表しての職務に従来を表しての職務に従来を関する時間帯も、といて、を選挙の利用かつ適切に把握し、行うことができ、事な管理・指揮命令を支障なく行ってきまた、事な発生時等の緊急時の対応にて管理者自身が速やかに出勤できる場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 否
3 従たる事業所を設置する場合の特例				
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練)事業所における主たる事業所(以下この条に おいて「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を 行う事業所(以下この条において「従たる事業所」とい う。)を設置することができる。			適•	· 否
(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業 所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除 く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主た る事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければ ならない。	90第154条 (第81条第			
(経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援 A型の事業又は指定就労継続支援 B型の事業を行う場合において、平成18年10月1日において現に存する分場(整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)第51条第1項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第6条第1項及び第47条の10第1項に規定する分場をいい、	条			

プロキゼニッ ルゲロ ト / ロ な M オ マッコ (1957)	To the Mr. V. Fer.	Arrifer vy Lou (Ent Mario et)	\
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを 含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等 建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業 所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生 活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労移行			
信前解)事業所、相定私力を11叉後事業所、相定私力を11 支援A型事業所又は指定就労移行支援B型事業所と一体的 に管理運営を行う事業所として設置する場合については、 当分の間、第81条第2項(第144条、第154条、第165条、第 175条及び第187条において準用する場合を含む。)の規定			
は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に 置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でな ければならない。			
Add a field of the STE LIES AND A see Add NAS			
第4節 設備に関する基準			
1 2 2 3 3 4 4 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	TO 1 1 2 2 2 1		* 7
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、 相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設 備を設けなければならない。	平24県条例 90第155条 第1項	(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合(基準第168条第2項)	適 · 否
(2) (1)に規定する設備の基準は次のとおりとする。	平24県条例	指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(1)を 参照されたい。	
一 訓練室・作業室 ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。	90第155条 第2項	(参考) 第五の2の(1) 指定生活介護事業所とは、指定生活介護を提供するための	
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。		設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当	
		放在石芸園で、気行が起い、されから、事業所の使業者から 該既存施設に出向いて指定生活介護を提供する場合について は、これらを事業所の一部(出張所)とみなして設備基準を	
二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。		適用するものである。	
三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。			
四 便所 利用者の特性に応じたものであること。			
2 指定宿泊型自立訓練を実施する場合			
浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓	90第155条	(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業 所の場合(基準第168条第3項) 指定宿泊型自立訓練事業所については、基準第168条第1項 に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があるこ	適 • 否
練)事業所にあっては、(1)に規定する訓練・作業室を設けないことができる。 一 居室		と。この場合、当該居室の定員は1人とし、その面積は、収納設備等を除いて7.43㎡以上とすること。 ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施	
7 1の居室の定員は、1人とすること。 イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。		設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練 (生活訓練)事業所に転換した場合においては、居室の定員 及び面積について、次のとおり経過措置が設けられているこ	
二_浴室		と(基準附則第20条)。	
利用者の特性に応じたものであること。		① 居室の定員 ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設	
(4) (1)に規定する相談室及び多目的室は利用者の支援に 支障がない場合は、兼用することができる。	平24県条例 90第155条 第4項	2 人以下 イ ア以外の施設 4 人以下(ただし、法施行に伴い廃止された「指定知的障害	
(5) (1)及び(3)に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練 (生活訓練)事業所の用に供するものでなければならな い。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限り でない。	90第155条	者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。)」附則第4条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として4人以下」としている指定知的障害者通勤寮については、「原則として4人以下」として差し支えないこと。)	
		② 居室の面積 ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者1人当たりの床面積が4.4㎡以上 イ ア以外の施設	
		利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上(ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定する経過措置により、入所者1人当たりの床面積を「3.3㎡以上」としている指定知的障害者通勤寮については、「3.3㎡以上」として差し支えないこと。)	
		イ ア以外の施設 利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上(ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定する経過措置により、 入所者1人当たりの床面積を「3.3㎡以上」としている指定知的障害者通勤寮については、「3.3㎡以上」として差し支	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		(3) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第5の2の(2)を 参照されたい。	
		(参考)第5の2(2) 指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の 定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練 又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供さ れるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならな いものとする。例えば、指定生活介護事業所における生産活 動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種 類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動 に適した設備と広さを確保する必要があること。	
(経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運 付することができることとされた旧身体障害者福祉法第29 に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第317条の10第1項の指定をうけているもの、旧身ちち旧身体障害者権祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち日身 に関連をでは現定する身体障害者療護施設のうち日の に関連をでは現定する身体障害者療護施設のうち日の に関連をでは現定する身体障害者を受けているもの にしてはりまりでいるもののは、とは、とは、とは、という。という。という。という。とは、は、という。とは、という。とは、という。とは、という。とは、という。とは、といるものを含め、では、といるものを含め、では、といるものをは、、当分の間、第53条第1項、第83条第1項(第145条及び、当分の間、第53条第1項、第83条第1項(第145条及び、第167条において準用する場合を含む。)、第155条第1項(第188条において準用する場合を含い、)に規定する多目的室を設けないことができる。			
日身体障害者福祉法 (身体障害者更生施設) 第29条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所させ こ、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生 こ必要な訓練を行う施設とする。 (身体障害者療護施設) 第30条 身体障害者療護施設は、身体障害者であって常時 の介護を必要とされるものを入所させて、治療及び養護を 行う施設とする。 (身体障害者授産施設) 第31条 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用される ととの困難なもの又は生活に困窮されるもの等を入所させ による。			
はとする。 (施設訓練等支援費の支給) 第17条の10 市町村は、次条第5項に規定する施設支給決 官身体障害者(以下この条において「施設支給決定身体障 居有第一人の期間(以下「施設支給決定期間」という。)が、次条第3項の規定により定という。)が、次条第3項の規定により定という。 同項第一て、都道府県知事が指定する身体障害者更生施 以、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)を受けた過程で、当該施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けた設定を設立とで、当該指定及事件(食事の提供に要する費用、の他の日常生活に要する費用、の上のとでで定める費用(の他の日常生活に要する費と、)とでついて、施設訓練等支援費を支給する。			
2~4 略 1)指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者等が指定自立訓練(生活訓練)の利用の申込みを行ったとなは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配意をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に受すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。			

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第50条の2 略 2~3 略 4 精神障害者福祉ホームは現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。			
厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム (平18.9.29厚労告535) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定 する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するよめの法主前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。)以外のものとする。 一 おおむね20人の人員を利用させるこおができる規模を有するものであること。 二 次に掲げる設備を設けていること。 イ 居室			
三 前号イの居室は、次に掲げる基準を満たしていること。 (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、長期間の療養に配慮した環境を設けた場合には、定員を複数人とすることができる。 (2) 地階に設けてはならないこと。 (3) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、8.0平方メートル以上であること。 (4) 1以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。 四 利用者1人当たり23.3平方メートル以上の建築面積を有していること。 エ 次に掲げる職員を置いていること。 イ 管理人 1 ロ 医師 1以上 ハ 指導員 3以上			

第5節 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者 平24県条例 (1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第9条) (第三の 等が指定自立訓練(生活訓練)の利用の申込みを行ったと 90第159条 きは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配 慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規 1項準用) 程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を 交付して説明を行い、当該指定自立訓練(生活訓練)の提 供の開始について当該利用申込者の同意を得なければなら ない。

(第10条第

3)

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対し適切な 指定自立訓練(生活訓練)を提供するため、その提供の開始 に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定自立訓練 (生活訓練)事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、 事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第 三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、 実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申 込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、社会福祉法(昭 平24県条例 利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行 90第159条 説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を

う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしな ければならない。 (第10条第 でい、当該事業所から指定自立訓練 (生活訓練) の提供を受ければならない。 いこととしたものである。

なお、利用者及び指定自立訓練(生活訓練)事業所双方の 保護の立場から書面によって確認することが望ましいもので ある。

また、 利用者との間で当該指定自立訓練(生活訓練)の提 供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じ た適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第77条第1項の規定に基づき

- 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 当該事業の経営者が提供する指定自立訓練(生活訓 練) の内容
- 3 当該指定自立訓練(生活訓練)の提供につき利用者 が支払うべき額に関する事項

自立訓練(生活訓練)

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	嶉	i否
土阪尹匁及い有阪点(朱宋門及い朱規則)	似拠伝行寺	解釈 囲知 (国に準しる) (4) 指定自立訓練 (生活訓練) の提供開始年月日	道	(古)
		⑤ 指定自立訓練(生活訓練)に係る苦情を受け付ける ための窓口		
		を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき		
		事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。		
2 契約支給量の報告等	T 0 11		\	
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練)を提供するときは、当該指定自立訓練(生活訓練)の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定自立訓練(生活訓練)の量(以下「契約支給量」と	5 90第159条 (第11条第	(2) 契約支給量の報告等(基準第10条) (第九の3) 基準第171条の規定により準用される第10条については、 第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。	適	· 召
いう。) その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」 という。) を支給決定保護者等の受給者証に記載しなけれ		第五の3(12) ② また、基準第93条の規定により準用される第10条につい		
ばならない。		ては、次のとおり取り扱うものとする。 ア 契約支給量等の受給者証への記載		
		指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が 成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業		
		所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用 者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量(契約支給		
		量)、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合		
		にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に 提供した指定生活介護の量を記載することとしたものであ る。		
(2) (1)の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の 支給量を超えてはならない。	90第159条	イ 契約支給量 同条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量		
	2項準用)	は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。		
(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練)の利用に係る契約をしたときは、受給者証言		ウ 市町村への報告 同条第3項は、指定生活介護事業者は、アの規定による記		
載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告し なければならない。		載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その		
(\$1) AVIA(\$ 9 (\$ V)	0°#/	理由等を報告しなければならないこととしたものである。		
(4) (1)から(3)の規定は、受給者証記載事項に変更があった。				
た場合について準用する。	90第159条 (第11条第 4項)			
3 提供拒否の禁止				
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、正当な理由がな く、指定自立訓練(生活訓練)の提供を拒んではならな	平24県条例 90第159条	(3) 提供拒否の禁止(基準第11条) (第三の3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、原則として、利用申	適	· 否
Vio		込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提		
	7137	供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことの できる正当な理由がある場合とは、		
		① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない 場合		
		② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実 施地域外である場合 (②を除く)		
		③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しな		
		い者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者 に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難		
		に対し自ら適切な指定店七川護を提供することが困難な場合		
		④ 入院治療が必要な場合 である。		
4 連絡調整に対する協力			I	
活訓練)の利用について市町村又は一般相談支援事業若し	り90第159条	(4) 連絡調整に対する協力(基準第12条)(第三の3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、市町村又は一般相談	適	• <u></u> 否
くは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	5 (第13条準 用)	支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡		
		調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものであ		
		వ .		
5 サービス提供困難時の対応				
5 サービス提供困難時の対応 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)	上 平24県条例	(5) サービス提供困難時の対応(基準第13条)(第三の	適	· 否
活訓練)事業所の通常の実施地域(当該事業所が通常時に			_	

	T		ı	
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	ij	適否
サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案 し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練(生活訓 練)を提供することが困難であると認めた場合は、適当な 他の指定自立訓練(生活訓練)事業者等の紹介その他の必 要な措置を速やかに講じなければならない。	(第14条準 用)	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練(生活訓練)を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13条の規定により、適当な他の指定自立訓練(生活訓練)事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。		
6 受給資格の確認				
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。	90第159条	(6) 受給資格の確認(基準第14条) (第三の3) 指定自立訓練(生活訓練)の利用に係る訓練等給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。	適	• 否
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助				
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活 訓練) に係る支給決定を受けていない者から利用の申込み があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等 給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなけ ればならない。	90第159条 (第16条第	(7) 介護給付費の支給の申請に係る援助(基準第15条) (第三の3) ① 支給決定を受けていない利用者 基準第15条第1項は、支給決定を受けていない者から利用 の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やか に訓練等給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするも のである。	適	· 否
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活 訓練)に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮 し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給 申請について、必要な援助を行わなければならない。	90第159条	② 利用継続のための援助 同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に 伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用す る意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あ らかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことがで きるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたもので ある。		
8 心身の状況等の把握	l			
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	90第159条		適	• 否
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	•			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練)を提供するに当たっては、地域及び家庭との 結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福 祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなら ない。			適	· 否
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	(第18条第			
10 身分を証する書類の携行	•			
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	90第159条	(8) 身分を証する書類の携行(基準第18条) (第三の3) 利用者が安心して指定自立訓練(生活訓練)の提供を受けられるよう、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。 なお、この証書等には、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	適	· 否
11 サービスの提供の記録				
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練) (指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した 際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その 他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度 記録しなければならない。	90第156条 第1項	(1) サービスの提供の記録(基準第169条の2) (第九の3) ① 基準第169条の2第1項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第三の3の(9)の①を参照されたい。	適	• 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否	Ę
		(参考)第三の3の(9) ① 記録の時期 基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、 その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるように するため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した 際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具 体的内容(例えば、身体介護と家事援助の別等)、実績時間 数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後 日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録 しなければならないこととしたものである。		
	平24県条例 90第156条 第2項	② 基準第169条の2第2項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の①を参照されたい。		
		(参考)第四の3の(2) ① 基準第53条の2第1項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該指定療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである		
(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなけ	90第156条	③ 基準第169条の2第3項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の②を参照されたい。		
ればならない。	71.0 X	(参考) 第四の3の(2) ② 基準第53条の2第2項は、同条第1項のサービスの提供の 記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する 観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたも のである。		
12 指定自立訓練(生活訓練)事業者が支給決定障害者に	求めること	のできる金銭の支払の範囲等	I	
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。	90第159条 (第21条第	(10) 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第20条) (第三の3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、基準第21条第1項から第3項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ① 指定自立訓練(生活訓練)のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。	適・	否
	90第159条 (第21条第	② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。		
	90第157条	(2) 利用者負担額等の受領(基準第170条) (第九の3) ① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の ①、②、④及び⑤を参照されたい。	適•	否
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行				
わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定 障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福 祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。		同条第2項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護に要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則) 根拠法令等 解釈通知 (国に準じる) 適否 (3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)及び(2)の支払 平24県条例 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)に を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型 90第157条 自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用 第3項 おけるその他の受領が可能な費用の範囲(第九の3) 基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練(生活訓練)事 業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生 のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受け 活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、 ることができる。 食事の提供に要する費用 食事の提供に要する費用 日用品費 日用品費 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練) 日常生活においても通常必要となるものに係る費 において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活に おいても通常必要となるものに係る費用であって、支給決 用であって、利用者に負担させることが適当と認め られるもの 定障害者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の 対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目 による費用の支払を受けることは認めないこととしたもので ある なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところ によるものとする。 ※通知 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱 いについて (平18.12.6障発第1206002号) (4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立 平24県条例 ③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の 訓練を行う場合には、(1)及び(2)の支払を受ける額のほ 90第157条 範囲(第九の3) 指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する 第4項 同条第4項の規定は、指定自立訓練(生活訓練)事業者 費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から 第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練 受けることができる。 (生活訓練) において提供される便宜に要する費用のうち、 食事の提供に要する費用 食事の提供に要する費用 光熱水費 光熱水費 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は 日常生活においても通常必要となるものに係る費 改造されたものを除く。) の提供を行ったことに伴い必要 用であって、利用者に負担させることが適当と認め となる費用 られるもの 几 日用品費 の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の 対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練にお いて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの による費用の支払を受けることは認めないこととしたもので ある なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等 (いわゆる民間補助金を含む。) により建設され、買収され 又は改造された建物(建設等費用の全額を補助金等により 賄った場合に限る。)を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合においては、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。 また、エの具体的な範囲については、 「障害福祉サービス 等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18 年12月6日障発第1206002号当職通知)」によるものとす (5) (3)第一号及び(4)の第一号から第三号に掲げる費用に 平24県条例 ついては、基準省令第170条第5項の厚生労働大臣が定める 90第157条 ところによるものとする。 第5項

※厚生労働大臣が定めるところ

「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要 する費用に係る利用料等に関する指針」

(H18.9.29厚生労働省告示第545号)

(6) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)から(4)までに 平24県条例係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収 90第157条 証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付し 第6項 なければならない。

(7) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(3)及び(4)の費用 平24県条例 ⑤ に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決 90第157条 定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説 第7項 明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

平24県条例

(参考) 第三の3の(11)

④ 領収書の交付

同条第4項は、前3項の規定による額の支払を受けた場合に は当該利用者に対して領収証を交付することとしたものであ

利用者の事前の同意

同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供 に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの 内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得る こととしたものである。

14 利用者負担額に係る管理

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者 平24県条例 (3) 利用者負担額に係る管理(基準第170条の2) (第九の (指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2 90第158条 第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に 当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊 型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたとき は、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービ ス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならな い。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するととも

第1項

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者が同 一の月に、指定自立訓練 (生活訓練) 以外の指定障害福祉 サービスを受けたときは、当該月ににおける利用者負担額合 計額を算定しなければならない(ただし、指定宿泊型自立訓 練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場 合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。) こととさ れたが、その具体的取扱いについては別に通知するところに

10

自立訓練(生活訓練)

滴 • 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
に、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しな		よるものとする。	
ければならない。		※通知 「介護給付費等に係る支給決定事務等(事務処理要領)」	
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者 (指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の 2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練 (生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練) (指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定	90第158条 第2項		
※厚生労働大臣が定める者 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第 170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」 (H18.9.29厚生労働省告示第553号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行令第17条第2号に規定する厚生労働大臣が定める 者(平成22年厚生労働省告示第177号)第二号に掲げる者			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第2号に規定す る厚生労働大臣が定める者は、次の各号掲げる者とする。 - 略			
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表第11の8又は第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者			
15 訓練等給付費の額に係る通知等			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領に より市町村から指定自立訓練(生活訓練)に係る訓練等給 付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当 該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しなけ ればならない。	90第159条 (第24条第	(13) 訓練等給付費の額に係る通知等(基準第23条)(第三の3) ① 利用者への通知 基準第23条第1項は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定自立訓練(生活訓練)に係る訓練等給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る訓練等給付費の額を通知することとしたものである。	適 · 否
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、13の(2)の法定 代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)に係る費用 の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練(生活 訓練)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記 載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交 付しなければならない。	90第159条 (第24条第 2項準用)	② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定自立訓練(生活訓練)の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。	
16 指定自立訓練(生活訓練)の取扱方針		·	
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、17の(1)に規定する自立訓練(生活訓練)計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(生活訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が自立し	90第159条 (第59条第 1項準用)	(6) 指定自立訓練(生活訓練)の取扱方針(基準第57条) (第四の3) ① 基準第57条第2項については、意思決定支援ガイドラインを踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。	適・否
た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者 の意思決定の支援に配慮しなければならない。	90第159条	ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、 他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する ように努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、 本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の 機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる 記録の作成に努めること。	
立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨と し、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項につい	90第159条 (第59条第	② 同条第3項に規定する支援上必要な事項とは、指定自立訓練(生活訓練)計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保については、指定居宅介護と同旨であるため、第3の3の(15)の②を参照されたい。	
		第3の3の(15)の② 同条第3号については、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。	
定自立訓練(生活訓練)の質の評価を行い、常にその改善。 を図らなければならない。	90第159条	③ 同条第4項は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自らその提供する指定自立訓練(生活訓練)の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。	
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、サービ	平24県条例	(7)自立訓練(機能訓練)計画の作成等(基準第58条)(第	適・否
		四の3) ① 自立訓練 (機能訓練) 計画 基準第58条においては、サービス管理責任者が作成すべき 自立訓練 (機能訓練) 計画について規定している。	
成に当たっては、適切な方法により、利用者について、そ [90第159条 (第60条第	自立訓練(機能訓練)計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定自立訓練(機能訓練)を提供する上での留意事項等を記載した書面である。 また、自立訓練(機能訓練)計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希	
の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用 者が自立した日常生活を営むことができるように支援する 上での適切な支援内容の検討をしなければならない。		望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。	
	90年159冬	アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について 丁寧に把握しなければならない。	
(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	90第159条		
(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の 検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意気 向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練(生活訓練)の目標及びその達成時期、指定自立訓練(生活訓練)を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練(生活訓練)計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所が提供する指定自立訓練(生活訓練)	90第159条 (第60条第	② サービス管理責任者の役割 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、自立訓練(機能訓練)計画の原案を作成し、以下の手順により自立訓練(機能訓練)計画に基づく支援を実施するものである。	
以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練 (生活訓練) 計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。		ア 個別支援会議の開催 利用者及び当該利用者に対する指定自立訓練(機 能訓練)の提供に当たる担当者を招集して行う会議 を開催し、、当該利用者の希望する生活及びサービ	
(6) サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画の 作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定自立り 訓練(生活訓練)の提供に当たる担当者等を招集して行う		1 1 2 m m to 1 66 2 mt 2 m t 2 m 2 m 2 m 3 m 1 m 1	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(生活訓練)計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 (7)サービス管理責任者は、(5)に規定する自立訓練(生活訓練)計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。		るために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。 なお、個別支援会議については、原則として利用 者が同席した上で行わなければならないものである。 ただし、例えば当該利用者の病状により、会議へ の同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、 同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対 する意向等を改めて確認することで差し支えない。	
(8) サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画を 作成した際には、当該自立訓練(生活訓練)計画を利用者 及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならな い。		イ 自立訓練(生活訓練)計画の原案の説明・同意 当該自立訓練(機能訓練)計画の原案の内容につ いて、利用者及びその家族に対して説明し、文書に より当該利用者の同意を得ること。	
(9) サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画の作成後、自立訓練(生活訓練)計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練(生活訓練)計画の変更を行うものとする。	90第159条 (第60条第	ウ 自立訓練(生活訓練)計画の交付 利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援又 は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者へ当該 自立訓練(機能訓練)計画を交付すること。 また、サービス管理責任者は、サービス等利用計 画を踏まえた自立訓練(生活訓練)計画の作成等を 可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサ ービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情 報を共有する等により相互連携を図ること。	
(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に利用者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。		エ モニタリング 当該自立訓練(機能訓練)計画の実施状況の把握 及び自立訓練(機能訓練)計画の見直すべきかどう かについての検討(当該検討は少なくとも3月に1 回以上行われ、必要に応じて自立訓練(機能訓練) 計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。	
(11) (2) から(8)までの規定は、(9)に規定する自立訓練 (生活訓練) 計画の変更について準用する。	平24県条例 90第159条 (第60条第 11項準用)	なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。	
18 サービス管理責任者の責務			
(1) サービス管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉	90第159条 (第61条第 1項準用)	(8) サービス管理責任者の責務(基準第59条) (第四の 3) ① サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 ア 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉	適 · 否
サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の 状況、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所以外における 指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照ら		村田中込みに除し、当該利用名に除る他の障害備位 サービス等の提供状況の把握を行うこと 指定自立訓練(生活訓練)事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検	
一、利用者の心身の小仇、その値がれている環境等に無ちし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 三 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。		た日常生活を含むことが可能がとうが、足類的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと ウ 他の従業者に対して、指定自立訓練(生活訓練)の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと	
(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者	90第159条 (第62条第 2項準用)	利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への 意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが 求められるものである。 なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責 任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複す	
		るものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援 責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等 の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。 また、サービス管理責任者については、利用者の意思決定 支援を適切に行うため、都道府県が実施するサービス管理責 任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを 受講することが望ましい。	
19 相談及び援助	I		_la
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	90第159条 (第62条準 用)	(9) 相談及び援助(基準第60条) (第四の3) 基準第60条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。	適 • 否

否

20 訓練

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の心身の状 平24県条例 (2) 訓練(基準第160条) (第八の3) 況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

90第159条 (第147条 第1項準

用)

基本方針 指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、利用者の 人格に十分配慮し、自立訓練(生活訓練)計画によるサービ スの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の 心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対し、 の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、 利用者の心身の特性 に応じた必要な訓練を行わなければならない。

平24県条例 援を行うものとする。 90第159条 (第147条 第2項準 用)

また、指定自立訓練(生活訓練)は、単に身体機能の維持 又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定 自立訓練(生活訓練)の訓練期間経過後、地域において自立 した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活 全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な 支援を行うものでなければならないこと。

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常時1人以上の従 業者を訓練に従事させなければならない。

平24県条例 90第159条 (第147条 第3項準 用)

(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その利用者に対し て、利用者の負担により、当該指定自立訓練(生活訓練)事 90第159条 業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならな (第147条

平24県条例 ② 第4項準 用)

職員体制

基準第160条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓 練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるよう に訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとと 2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、 れの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配 置を行わなければならないものである

なお、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、提供 内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。

地域生活への移行のための支援

Nて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ 90第159条 第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者そ の他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な 調整を行わなければならない

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域にお いて安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよ 当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、 定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(第148条 第1項準 用)

平24県条例 90第159条 (第148条 第2項準 用)

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域にお 平24県条例 | (3) 地域生活への移行のための支援(基準第161条)(第八 · 否 の3)

> 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域生活へ 移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用 調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将 来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生 活へ移行した後、 少なくとも6月以上の間は、当該利用者の 生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉 サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたも のである。

|22||職場への定着のための支援等の実施

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、障害者の職場 (1) ∖の定着を促進するため、当該指定自立訓練(生活訓練) 事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)を受けて通常 の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就 業・生活支援センター (障害者の雇用の促進等に関する法用) 律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害 者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。) 等の等の 関係機関と連携して、当該障害者が就職した目から6月以 上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければ ならない

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立 訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓 90第159条 練)を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、 第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望す る場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに 当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第 1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努 めなければならない。

₽24県条例 90第159条

(第87条の 2第1項準

用)

(4) の2 職場への定着のための支援等の実施(基準第85 条の2) (第五の3)

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、 当該指定自立訓練 (生活訓練)を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が 円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少な くとも6月以上の間(労働時間の延長又は休職からの復職の 際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的 に必要とするものとして指定生活介護、指定自立訓練、指定 就労移行支援等若しくは指定就労継続支援(「就労移行支援 等」という。)を受けた障害者については、当該就労移行支 援等 を受けた後、就労を継続している期間が少なくとも6 月 以上の間)、障害者就業・生活支援センターや職場適応 に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪

平24県条例 援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後 (第87条の 問等による適切な相談支援等を行うこと 2第2項準

当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認 また、 希望があるとき、 当該指定自立訓練(生活訓練)事業者 において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合 には、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は就職後6月経 過後(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要 な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするも のとして就労移行支援等を受けた障害者については、 労移行支援等を受けた後、就労を継続し ている期間が6月 経過後)に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、 該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者そ の他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着 支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努 めること

当該自立訓練(生活訓練)事業者において指定就労定着支 援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事 業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定自 立訓練(生活訓練)事業者以外が実施する指定就労定着支援 事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める

なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合において 利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等 が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	遃	否
		必要な調整に努めること。		
3 食事				
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	90第159条 (第88条第 1項準用) 平24県条例 90第159条 (第88条第	(5) 食事の提供(基準第86条) (第五の3) ① 栄養管理等 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定自立訓練(生活訓練)事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。 ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。 イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。	適	• 7
(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。	平24県条例 90第159条 (第88条第 3項準用)	ウ 適切な衛生管理がなされていること。 ② 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えない		
(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練(生活訓練)事業所に栄養 土を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理 の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければ ならない。	90第159条 (第88条第	が、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、受託事業者に対 し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映される		
24 緊急時等の対応				
従業者は、現に指定自立訓練(生活訓練)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	90第159条	(17)緊急時の対応(基準第28条) (第三の3) 従業者が現に指定自立訓練(生活訓練)の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。	適	• 2
25 健康管理				
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常に利用者の健康 の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置 を講じなければならない。	90第159条	(6) 健康管理(基準第87条) (第五の3) 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。	適	• 2
26 支給決定障害者に関する市町村への通知	I			
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定自立訓練(生活訓練)の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	90第159条 (第90条準 用)	(7) 支給決定障害者に関する市町村への通知(基準第88条)(第五の3) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(14)を参照されたい。 (参考)第四の3の(14) 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があると全部は、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定療養介護事業者は、その利用者がに多りとしたよって自立支援給付費の支になりようとしたよって自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。	適	• 7
27 管理者の責務	l			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、当該指 定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者及び業務の管理そ の他の管理を一元的に行わなければならない。	90第159条 (第68条第 1項準用)	指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとしまた。当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者に基	適	• 7
立訓練(生活訓練)事業所の従業者に、「運営に関する基 準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと	90第159条	であれ、国政府定日立訓練(生活訓練)事業所の従来者に選準第3章第4節(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。		

28 運営規程

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生 平24県条例 (8) 運営規程(基準第89条) (第五の3) 活訓練)事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての 90第159条 重要事項に関する運営規程(35において「運営規程」とい (第91条準 う。)を定めておかなければならない。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定自立訓練(生活訓練)の内容並びに支給決定障害 者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

サービスの利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法

非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には 当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

指定自立訓練(生活訓練)事業所の適正な運営及び利用者 に対する適切な指定自立訓練(生活訓練)の提供を確保する ため、基準第89条第1号から第12号までに掲げる事項を内容 とする規程を定めることを指定自立訓練(生活訓練)事業所 ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するもの シする

適否

否

① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号) (第三の 3 (20))

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、 負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 5条において置くべきとされている員数を満たす範囲におい て、「○人以上」と記載することも差し支えない(基準第9 条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合について も、同様とする。) (以下、他のサービス種類についても同 趣旨。)。

① 利用定員(第4号)

利用定員は、指定自立訓練(生活訓練)事業所において同 時に指定自立訓練(生活訓練)の提供を受けることができる 利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定 自立訓練(生活訓練)の単位が設置されている場合にあって は、当該指定自立訓練(生活訓練)の単位ごとに利用定員を 定める必要があること。

支給決定障害者等から受領する費用の額(第4号)(第 = 0.3(20)

指定居宅介護に係る利用者負担額のほかに、基準第21条第 3項に規定する額を指すものであること。 (以下、他のサー ビス種類についても同趣旨)。

② 通常の事業の実施地域(第6号)

通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるも のとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込み に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて サービスが行われることを妨げるものではないこ また、指定自立訓練(生活訓練)事業所へは利用者が自ら通 うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定自立訓練(生 活訓練)の利用が図られるよう、指定自立訓練(生活訓練) 事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。

⑤ 事業の主たる対象とする障害の種類定めた場合の当該障 害の種類(第7号)(第三の3(20))

指定居宅介護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を 受け入れることを基本とするが、指定居宅介護の提供に当 たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する 必要があることから、提供するサービスの専門性を確保する ため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定居宅介護の利用に 係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定居宅介護 の提供を拒んではならないものであること。(以下、他の サービス種類についても同趣旨)。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)(第三 **の3(20)**)

「虐待の防止のための措置」については、 「障害者虐待の 防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定してい るところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居 宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速 かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あら かじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には

虐待の防止に関する担当者の選定

- 1 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するため の研修の実施 (研修方法や研修計画など)

自立訓練(生活訓練)

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
十二 その他運営に関する重要事項		オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること等を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。 ③ その他運営に関する重要事項(第12号)指定自立訓練(生活訓練)事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。	
29 勤務体制の確保等			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対し、 適切な指定自立訓練(生活訓練)を提供できるよう、指定 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、従業者の勤務の体制 を定めておかなければならない。	90第159条	(17) 勤務体制の確保等(基準第68条)(第四の3) 利用者に対する適切な指定自立訓練(生活訓練)の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。 ① 基準第68条第1項は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表(生活支援員の勤務体制を指定自立訓練(生活訓練)の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。	適・否
	90第159条 (第70条第	② 同条第2項は、指定自立訓練(生活訓練)事業所は原則として、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者によって指定自立訓練(生活訓練)を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	
	90第159条	③ 同条第3項は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定自立訓練(生活訓練)事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。	
4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、適切な指定自立訓練(生活訓練)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	90第159条 (第70条第	① 同条第4項の規定は、基準第33条第4項の規定は、基準第33条第4項の規定は、第三の3の(22)を参照されたい、第三の3の(22)④ ④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会第同場の開発でき、雇用の分野における男女の均等な機会第個別の場所をの総合的な推進並びに労働を展開の安定及び特遇の施業生活の充実等に関する法律(昭和47年法律第113号)層に 13条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働を雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年居内、13年間の実定及び職業生活の大きの大きにより、14年間の大きには、職場における場合により、14年間では、15年間のよりには、15年間のよりには、15年間に、15年間のは、15年間に、15年間のは、15年間のは、15年間のは、15年間のは、15年間に、15年間のは、15年	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 イ 指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への配慮のための取組(メンタルトルス不調、対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にされたい。	
30 業務継続計画の策定等			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、感染症や非常終 害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の作制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要が措置を講じなければならない。	5 90第159条 本 (第34条の 十 2第1項準	① 基準第33条の2は、指定自立訓練(生活訓練)事業者	適・否
		なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定することとなお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) な悪に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及で 訓練を定期的に実施しなければならない。	ド 90第159条	③ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の 具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必 要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとす る。 従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年 1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に 研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研 修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 と一体的に実施することも差し支えない。	
(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、定期的に業務終続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変態を行うものとする。		④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		の、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら 実施することが適切である。	
31 定員の遵守	!		
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用定員を超え 指定自立訓練(生活訓練)の提供を行ってはならない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があるも 合は、この限りでない。	90第159条	(4) 定員の遵守(基準第69条)(第九の3) 基準第171条の規定により準用される第69条については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。 (参考)第五の3の(12)の③ 基準第93条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。 利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員(指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限)を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指を得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。 ア 1日当たりの利用者の数	適 • 否
		(I) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。(II) 及びイにおいて同じ。)が、利用定員 (複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。(II) 及びイにおいて同じ。)に150%を乗じて得た数以下となっていること。 (II) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合	
		1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。 イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延	
		べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。	
32 非常災害対策			\ \
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、消火設備その6の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常5害に関する計画は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の6かれた状況に応じて、火災、風水害、地震及び津波その6の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、	災 90第159条 置 (第72条第 也 1項準用)	(19) 非常災害対策 (基準第70条) (第四の3) ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。	· 否
非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、 れらを定期的に従業者に周知しなければならない。		② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。	
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	ナ90第159条	(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定	
(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ連携に努めなければならない。		められる者に行わせるものとする。 ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。	
		⑤ 基準第70条第3項は、指定自立訓練(生活訓練)事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。	

· 否

33 衛生管理等

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の使用す る設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等 に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければなら 1項準用)

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立 訓練(生活訓練)事業所において感染症又は食中毒が発生 90第159条 又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講 じなければならない。

当該指定自立訓練(生活訓練)事業所における感染症 及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる) を定期的に開催するとともに、その結果に ものとする。 ついて、従業者に周知徹底を図ること。

当該指定自立訓練(生活訓練)事業所における感染症 及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す ること。

当該指定自立訓練(生活訓練)事業所において、従業 者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた めの研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓 練を定期的に実施すること。

| 平24県条例 | **(9) 衛生管理等(基準第90条)(第五の3)**| 90第159条

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(20) を参照されたい。

(参考) 第四の3の(20) (基準第71条)

指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状 熊の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となる ことを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指 を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するた めの備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したも このほか、次の点に留意するものとする。 のであり、

指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生 及びまん延を防止するための措置等について、必要 に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常 に密接な連携を保つこと

特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染 症対策、レジオネラ症対策等については、その発生 及びまん延を防止するための措置について、別途通 知等が発出されているので、これに基づき、適切な 措置を講じること

ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努める

※通知

根拠法令等

(第92条第

平24条例第

(第92条第

2項準用)

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の 推進について

「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底につ

「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発につい て」

② 基準第71 条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生 又はまん延しないように講ずるべき措置については、具 体的には次のアからエまでの取扱いとすること。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会

当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感 染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施 設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄 養士又は管理栄養士)により構成する

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともし 専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、 入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以 定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を 勘案して必要に応じ随時開催する必要がある

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律につ てのガイドライン」等を遵守すること

なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事 業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深い と認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的 に設置・運営することとして差し支えない

感染対策担当者は看護師であることが望ましい

また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員 として積極的に活用することが望ましい。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生 時の対応を規定する。

平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理 (環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常 の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・ 体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮 膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め) 手洗い の基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対 応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や 市町村における事業所関係課等の関係機関との連 携、医療処置、行政への報告等が想定される。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	通	適否
		また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。		
		ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための 研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普 及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指 針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うも のとする。		
		職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		
		研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業 所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指 定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定 療養介護事業所の実態に応じ行うこと。		
		エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2 回以上)に行うことが必要である。 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
34 協力医療機関		<u> </u>		
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	90第159条	(10)協力医療機関等(基準第91条) (第五の3) 協力医療機関は、指定自立訓練(生活訓練)事業所から近 距離にあることが望ましいものであること。	適	• 2
35 掲示	L			
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、34の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	90第159条 (第94条第	(11) 掲示 (基準第92 条) (第五の三) 基準第92 条の規定は、基準第35 条と基本的に同趣旨であるため、第四の3の(21)を参照されたい。 第四の3の(21) 基準第72 条の規定は、基準第35 条と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(25)を参照されたい。	適	• 2
		第三の3 の(25) (25) 掲示(基準第35 条) ① 基準第35 条第1項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、資価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。		
る事項を記載した書面を当該指定自立訓練(生活訓練)事	90第159条 (第94条第	② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者 又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事 業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることが できることを規定したものである。		

· 否

根拠法令等

36 身体拘束等の禁止

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練)の提供に当たっては、利用者又は他の利用者 90第159条 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 2第1項準 「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

| 平24県条例 | (26) 身体拘束等の禁止(基準第35 条の2) 90第159条 ① 基準第35条の2第1項及び第2項は、利用者又は他の利 (第36条の 用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を

除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合 に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記

| い际の利用者の心身の私代亚のに来述ているでは、「全田で記録しなければならないこととしたものである。 なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、やむを得ず身体 平24県条例 性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としても

| 対東等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用 | 90第159条 | れらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければな者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な (第36条の らないこと。 事項を記録しなければならない。

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、身体拘束等の適 正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならな

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ること。

用) 90第159条

2第3項進

用)

2第2項進

平24県条例 ② 同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会」(以下「身体拘束適正化検討委員会」と (第36条のいう。)は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。

構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の 身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが 必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門 家の活用に努めることとし、 その方策として、医師(精神科 専門医等)、看護職員等の活用が考えられる

また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能 であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1 回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待 防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する 場合も含む。)も差し支えない。

指定自立訓練(生活訓練)事業所が、報告、改善のための 方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発 防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるため のものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次の ようなことを想定している

なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況につい ては、適切に記録の上、5年間保存すること。

身体拘束等について報告するための様式を整備す ること。

- 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、 イ 景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘 束等について報告すること
- 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報 告された事例を集計し、分析すること。なお、イに より報告された事例がない場合にも、身体拘束等の 未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等
- を確認することが必要である。 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の 状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を とりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策 を検討すること。
- 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底 すること
- カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果につい て検証すること。
- 同条同項第2号の指定自立訓練(生活訓練)事業所が整 備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のよう な項目を盛り込むこととする
 - 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本 的な考え方
 - 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織 に関する事項
 - 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基 本方針
 - 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方 策に関する基本方針
 - 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方 針
- その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な 基本方針

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適	否
三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修としては、事業が内で行き職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研		
		修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。		
37 秘密保持等	•			
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	90第159条 (第37条第	(27) 秘密保持等(基準第36条)(第三の3) ① 基準第36条第1項は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。	適 •	否
者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た	90第159条	② 同条第2項は、指定自立訓練(生活訓練)事業者に対して、過去に当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。		
練(生活訓練)事業者等に対して、利用者又はその家族に	90第159条 (第37条第	③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定自立訓練(生活訓練)事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		
38 情報の提供等				
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練 (生活訓練)を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利 用することができるように、当該指定自立訓練(生活訓 練)事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行 うよう努めなければならない。	(第38条第		適・	否
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	平24県条例 90第159条 (第38条第 2項準用)			
39 利益供与等の禁止	1		I	
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練(生活訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	90第159条 (第39条第 1項準用)	(28)利益供与等の禁止(基準第38条)(第三の3) ① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定自立訓練(生活訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。	適・	否
業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福	90第159条 (第39条第	② 同条第2項は、利用者による、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。		

40 苦情解決

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指 平24県条例 (29) 苦情解決(基準第39条) (第三の3) 定自立訓練(生活訓練)に関する利用者又はその家族から 90第159条 の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け (第40条第 るための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければな 1項準用) らない。

(第40条第 は、

① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」 レは 具体的に 相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所におけ る苦情を解決するための措置を講ずることをいうものであ 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内 容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望まし

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)の苦情を受 け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければな 90第159条 らない。

平24県条例 ② (第40条第 2項進用)

同条第2項は、苦情に対し指定自立訓練(生活訓練)事 業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情 (指定自立訓練(生活訓練)事業所が提供したサービスとは 関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録すること を義務付けたものである。

また、指定自立訓練(生活訓練)事業所は、苦情がサ の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自 ら行うべきである。

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指 平24県条例 ③ 同条第3項は、住民に最も身近な行政庁である市町村 定自立訓練(生活訓練)に関し、法第10条第1項の規定に より市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若 しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自 立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他 の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情 に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村か ら指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行わなければならない。

90第159条 (第40条第 3項準用)

|が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることか 6, 市町村が、指定自立訓練(生活訓練)事業者に対する苦 情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明 確にしたものである。

(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指 平24県条例 定自立訓練(生活訓練)に関し、法第11条第2項の規定に 90第159条 より知事が行う報告若しくは指定自立訓練(生活訓練)の 提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の 命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその 家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するととも 1、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(第40条第 4項準用)

(5) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指 平24県条例 定自立訓練(生活訓練)に関し、法第48条第1項の規定に より知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他 (第40条の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問 5項準用) 若しくは指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは 帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその 家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協 力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ なければならない。

(第40条第

(6) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、知事、市町村又平24県条例 は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの90第159条 改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければ

(第40条第 6項準用)

(7) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、社会福祉法第83 平24県条例 ④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会 条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により 行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならな

90第159条 (第40条第 7項準用)

の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決に いて相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできる だけ協力することとしたものである。

られるよう、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に 対する指定自立訓練(生活訓練)の提供により事故が発生し

た場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対し て連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指 定自立訓練(生活訓練)の提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこと

41 事故発生時の対応

(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する 指定自立訓練(生活訓練)の提供により事故が発生した場 90第159条 合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならない。

(第41条第 1項準用)

(30)事故発生時の対応(基準第40条) (第三の3) 利用者が安心して指定自立訓練(生活訓練)の提供を受け

否

· 否

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)の事故の状 況及び事故に際して採った処置について、記録しなければ 90第159条 ならない。

平24県条例 としたものである (第41条第 ① 2項準用)

このほか、次の点に留意するものとする 利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する 平24県条例 指定自立訓練(生活訓練)の提供により賠償すべき事故が 90第159条 発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならな (第41条第 3項準用)

より事故が発生した場合の対応方法については、あら かじめ指定自立訓練(生活訓練)事業者が定めておく ことが望ましいこと

また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこ と。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ② 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③ 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	

(第41条の

2準用)

42 虐待の防止

指定自立訓練(生活訓練)事業者は、虐待の発生又はそ|平24県条例|(31) 虐待の防止(基準第40条の2) の再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなけ 90第159条 ればならない。

- 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所における虐待の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図
- 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所において、従業 者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するこ
- 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を 置くこと。

① 同条第第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3 つがある

- ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労 働環境・条件を確認・改善するための実施計画づく り、指針の作成)
- ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こり やすい職場環境の確認等)
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその 疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割 分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置) を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員に は、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等 も加えるよう努めるものとする なお、事業所単位でなく、法

法人単位での委員会設置も可で あるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること

虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人 数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底す ることが必要である

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催す ることが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係 する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であるこ とから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差

カラネル 指定自立訓練(生活訓練)事業所が、報告、改善のための 指定自立訓練(生活訓練)事業所が、報告、改善のための対策 方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策 定ついて、 事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発 防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目 めとしたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。

なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切 に記録の上、5年間保存すること

虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場 合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

- 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を 記録するとともに、アの様式に従い、虐待について 報告すること
- 虐待防止委員会において、イにより報告された事 例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等 を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、 当該事例の再発防止策を検討すること
- 労働環境・条件について確認するための様式を整 備するとともに、当該様式に従い作成された内容を 集計、報告し、分析すること。
- 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底 すること
- 丰 再発防止策を講じた後に、その効果について検証 すること。
- 指定自立訓練(生活訓練)事業所は次のような項目を定 めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。
 - 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
 - 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
 - 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関す る基本方針
 - オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
 - H 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方 針
 - + その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基 本方針

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適	5
		③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の虐待防止委員会が作成した所修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが必要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。また、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹の表にも差し支えない。 ④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。なお、当該担当者とび管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2ー4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。		
43 会計の区分				
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立 訓練(生活訓練)の事業の会計をその他の事業の会計と区	90第159条	(32)会計の区分(基準第41条)(第三の3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練(生活訓練)の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。	適・	否
指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	90第159条	(22) 地域との連携等(基準第74条) (第四の3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所が地域に開かれたものと して運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連 携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない こととしたものである。	· ·	否
	90第158条 の2第1項 平24県条例 90第158条 の2第2項	(4) 記録の整備(基準第170条の3) (第九の三) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。 なお、基準第170条の3第2項により、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録についくとも5年以上保存しておかなければならないとしたものである。① 指定自立訓練(生活訓練)に関する記録ア 基準第171条において準用する基準第58条第1項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画イ 基準第169条の2第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録ウ 基準第171条において準用する基準第35条の2第2項に規定する身体拘束等の記録エ 基準第171条において準用する基準第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録オ 基準第76条において準用する基準第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録② 基準第171条において準用する基準第88条に規定する・あいての記録	適	否
第6節 多機能型に関する特例				
1 従業者の員数等に関する特例				

(1) 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、 指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及 び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事

平24県条例 **第十六 多機能型に関する特例** 90第202条 第1項 (1) 常勤の従業者の員数の特例 (基準第215 条第1項) 利用定員の合計数が20 人未満である多機能型事業所にお

否 適

		<u> </u>		
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適る	至
業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。		いて、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数 は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従 業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。		
(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のりち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。 利用者の数の合計が60以下 1以上 1に、利用者の数の合計が60以下 1以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		(2) サービス管理責任者の員数の特例(基準第215条第2項) 多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上とすること。 (3) その他の留意事項多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く。)間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。		
2 設備の特例				
多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。		2 設備の特例(基準第216条) 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。	適•	否
第7 変更の届出等 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス	法第46条第		滴 •	否
事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	1項 施行規則第		7	H
第8節 共生型障害福祉サービスに関する基準	<u> </u>		<u> </u>	
1 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介	護事業者等	の基準		
自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	90第159条	4 共生型障害福祉サービスに関する基準 (1) 共生型自立訓練(生活訓練)を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(基準第171条の2及び第171条の3)自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介規模多機能型居宅介護事業者、指定不規模多機能型居宅介護事業者、指定会機能型居宅介護事業者、指定名護小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。	· ·	否
(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。		① 従業者の員数 指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定 小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(以下この号において「指定通所介護事業所等」とい う。)の従業者の員数が、共生型自立訓練(生活訓練)を受 ける利用者(障害者)の数を含めて当該指定通所介護事業所		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、共生型自立訓練(生活訓練)の管理者と指定通所介護 等の管理者を兼務することは差し支えないこと。	
		② 設備 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。	
(3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練) 業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けてい こと。	事	③ 指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。	
2 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小	規模多機能型居	- 宅介護事業者等の基準	
共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模を			適 · 2
能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべきā は、次のとおりとする。	を準 90第159条 の 3		
(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とすること。			
(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定 規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える 定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の 欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 所等にあっては12人)までの範囲内とすること。	員を る指 の上 こ定		
登録定員 通いサービスの利用定員			
26人又は27人 16人			
28人 17人			
29人 18人			
(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び 堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること			
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供る通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の合計数であるとした場合における指定地域密着型サース基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。	共す り数 り数 - ビ 予		
(5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていこと。	事		
3 準用			•
第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第3 の2、第36条の22から第42条まで、第52条、第59条から 62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第 条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第 152条及び前節(第159条を除く。)の規定は、共生型自 訓練(生活訓練)の事業について準用する。	第 90第159条 第81 の 4	(2) 準用(第171条の4) ① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節(第169条及び第171条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用されるものである	適・召

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		ため、第三の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)、(23)及び(26)から(32)まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び(22)、(23)並びに第五の3の(4)の2から(11)まで並びに第八の3の(2)及び(3)並びに第九の3の(1)から(3)まで((2)の③を除く。)を参照されたい。	
		② ①により準用される第 10 条については、第五の3の (12) の②のとおり取り扱うものとする。 ③ ①により準用される基準 58 条で定める自立訓練(生活訓練)計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(生活訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供にいて豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。	
		④ ①により準用される第 69 条については、第五の3の (12) の③のとおり取り扱うものとする。この場合において、共生型自立訓練(生活訓練)の利用定員は、共生型自立訓練(生活訓練)の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 (例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練(生活訓練)の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練(生活訓練)の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介護等の利用者が 5人、指定通所介	
		(3) その他の共生型サービスについて 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の (3) を参照されたい。 (4) その他の留意事項 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の (4) を参照されたい。	
		(1) comercial	

(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作 成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規 90第211条 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識する とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。)で行うことが規定されている 又は想定されるもの

(第十一条第一項(第四十四条第一項及び第二項、第四十 四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第 九十五条の五、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九 条の五、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二 条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百九十 四条の十二 第百九十四条の二十並びに第二百十条第一項 において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第四十九十五条の四、第四十九条第一項及び第二項、第五十五条(第二十五条)第三 十条、第百十条の四、第百二十三条、第百四十九条、第百 四十九条の五、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七 二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百 九十四条の十二、第百九十四条の二十、第二百一条、第 百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第 日 ポット、ポーロ ポッニー エッパにガーローボガ 項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、 第百四条第一項(第百十条の四において準用する場合を含 む。)、第百九十八条の三第一項(第二百一条の十一及び第 五一条の二十二において準用する場合を含む。)及び次

国に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記録であって、電子計 算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。

第1項

| 平24県条例 | **2 文書の取扱いについて**

(1) 電磁的記録について

基準第224 条第1項は、指定障害福祉サービス事業者及び その従業者(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に 係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定す る書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うこ とができることとしたものである。

- ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法ま たは磁気ディスク等をもって調製する方法によるこ
- 2 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法 によること
- 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電 子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等 をもって調製するファイルにより保存する方法
- 書面に記載されている事項をスキャナ等により読 み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク 等をもって調製するファイルにより保存する方法
- その他、基準第224条第1項において電磁的記録 により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。
- また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保 護委員会「個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン」等を遵守すること。

(2) 電磁的方法について

基準第224 条第2項は、書面で行うことが規定されている 又は想定される交付等(交付、説明、同意、締結その他これ に類するものをいう。) について、当該交付等の相手方の利

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定はおいて書面で行うことが規定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係るでとの確め方法、電磁的方法、電気的方法をしたの知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	平24県条例90第211条	要性的事業を受ける方式という。 一定の方式という。 一定の方式という。 一定の方式という。 一定の方式という。 一定の方式という。 一定の方式という。 一定とが第1方法による方式とはな数との方式という。 をしたがおけることには対し、ない。 をのでの主とがありましたがあります。 をのでのでででで、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのででは、 をのでででは、 をのでは、 をのででは、 をのがでい。 をのでは、 をのがでい。 をのでは、 をのがのかでは、 をのがのかででででは、 をのででででが、 をのでは、 をのがのかででは、 をのがのかででは、 をのでは、 をのでは、 をのがのでは、 をのでは、 をのでは、 をのがかでい。 をのでは、 をのでは、 をのでででが、 をのでは、 をのがのかででい。 をのでは、 をのでは、 をのでででが、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのででが、 をのでは、 をのででが、 をのでは、 をのででが、 をのでは、 をのでは、 をのでは、 をのでが、 をのでが、 をのでは、 をのでが、 をのでは、 をのでが、 をのがかでい。 をのがかのかのでは、 をででが、 をのでが、 をでが、 をでが、 をでが、 をでが、 をでが、 をでが、	